

仙台市食品の安全性確保に関する基本方針 (案)

平成18年9月
(最終改定令和7年 月)
仙 台 市

目 次

I	基本方針策定の趣旨	1
II	基本理念	2
III	関係者の責務・役割	3
IV	施策の体系	4
V	施策の推進	19
	用語の説明	20
	(五十音順):(本文の「*」に対応)	

I 基本方針策定の趣旨

わが国においては、平成 15 年に「食品安全基本法」が制定され、生産者・食品等事業者・行政の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品の安全性確保の措置は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識に立つて行わなければならないこと、また、必要な措置が農林水産物の生産から販売に至る一連の食品供給行程の各段階において適切に講じられること等が基本理念として掲げられました。

本市は、食品安全基本法の基本理念を踏まえ、食品の安全性確保に向けた実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 18 年に「仙台市食品の安全性確保に関する基本方針」を策定し、市民の食生活を取り巻く様々な事件や問題に迅速に対処してまいりました。

その後も、食生活の多様化、食品流通のグローバル化など、食品を取り巻く環境の変化を背景に、市民の食の安全に対する関心は年々高まっており、これまで積み重ねてきた経験をもとに、市民の健康の保護を最優先に考えた施策が必要です。

この基本方針では、基本理念及び施策を推進する「3つの視点」、関係者（行政、生産者・食品等事業者、消費者）の責務と役割、並びに本市がこの基本方針を具体的に実現していくための施策を体系化して示しています。

令和 3 年 12 月

【参考】 食品安全基本法*の基本理念（第3～5条）

- ① 国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、食品の安全性の確保のための措置が講じられること
- ② 食品供給行程の各段階において、食品の安全性の確保のために必要な措置が適切に講じられること
- ③ 国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ科学的知見に基づき、食品の安全性の確保のために必要な措置が講じられること

※本文中の「*」を附した用語は P20 からの「用語の説明（五十音順）」で解説しています。

Ⅱ 基本理念

食品の安全性確保は、すべての市民が健康で豊かな生活を営む上で必要不可欠なものです。食品供給の各段階において適切な安全性確保の措置が講じられ、また、消費者が自主的かつ合理的に食品を選択できる機会が確保されることにより、市民の信頼が最大限に確保されるよう食品の安全性確保に取り組めます。

本市では、このような基本理念のもと、次の3つの視点を掲げて、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進します。

消費者の視点に立った安全性確保

生産から消費に至るまでの各段階において、科学的知見に基づいた食品の安全性確保*に向けた対策を、消費者の視点に立って推進します。

事業者の自主管理による安全性確保

食品の安全性確保に第一義的な責任を有している生産者・食品等事業者*が自ら行う食品の安全性確保対策に対する技術的支援を行い、自主管理の取組みを推進します。

関係者による相互理解と協力による安全性確保

消費者・生産者・食品等事業者・行政が、情報交換や意見交換を行い、その意見を施策に反映させるなど、相互理解と協力による食品の安全性確保対策を推進します。

【SDGs と各施策の関係】

SDGs*は誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた国際目標であり、本市においても「仙台市SDGs推進方針」を定め、各種施策の共通理念に掲げています。

この基本方針では、食品の安全性確保に関する様々な施策を推進することにより、SDGsに掲げられた関連する次の目標達成への寄与を図ります。

- 目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 目標12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化



.....

本市の責務

1 生産者、食品等事業者が生産から流通販売までの各段階において、適切な目玉管理が行われるよう必要な施策を実施します。

- 2 生産から消費までの各段階において、食品の安全性の確保を効果的に行うため、指導啓発、監視、食品の検査等、必要な施策を実施します。

- 3 関係者の相互理解と協力により食品の安全性確保対策を進めるため、情報提供や意見交換等、必要な施策を実施します。

生産者、食品等事業者の責務

- 1 食品の安全性を確保するため、必要な措置を適切に講じます。
- 2 自らの事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の提供に努めます。

- 2 自らの事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の提供に努めます。

- 3 自らの事業活動に関し、仙台市が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力します。

消費者の役割

Ⅳ 施策の体系

本市は、食品の安全性確保に向けた施策を実効性あるものとするために、施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進します（各施策の担当課は別紙のとおりです）。

なお、施策の推進にあたっては、食品安全基本法が求める食品の安全性確保に関するリスク分析*手法のうち、リスク管理*とリスクコミュニケーション*を基礎として取組みます。

1 生産者、食品等事業者の自主管理の推進

- ① 生産者の自主管理
- ② 食品等事業者のHACCP*に沿った衛生管理の支援
- ③ 食品等事業者の自主管理の推進
- ④ 給食施設における自主管理の推進

2 生産から消費までの安全性確保対策の充実

- ① 生産段階における安全性確保対策
- ② 流通拠点における安全性確保対策
- ③ 製造・流通・販売等における監視指導
- ④ 食品の適正表示の徹底
- ⑤ 食品の安全性に関する情報収集、試験、調査研究、研修

3 緊急事態発生時の対応

- ① 食品による危害発生時、緊急時の対応
- ② 庁内および関係機関の情報の共有と対応方針の共有
- ③ 食品の安全性に関する科学的で的確な情報の発信

4 相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進

- ① 市民意見の施策への反映
- ② リスクコミュニケーションにかかわる人材の育成
- ③ 食品の安全性に関する情報提供
- ④ 食品の安全性に関する相談
- ⑤ 生産者、食品等事業者、消費者、行政の相互交流

5 食品の安全性確保の観点からの食育の推進

- ① 生産者と消費者の交流（再掲）
- ② 食品の安全性に関する情報提供（再掲）
- ③ 食品の安全性に関する相談（再掲）
- ④ 食品の安全性に関する家庭、学校、保育所、地域における食育への支援

6 関係機関との連携

- ① 食品の安全性に関する情報の収集と意見交換
- ② 食品の危害発生時等の国、他の自治体との連携
- ③ 他の機関が実施している食品の安全性確保対策との連携

1 生産者、食品等事業者の自主管理の推進

食品の生産、製造加工、流通販売に携わるすべての人が、食品の安全性確保について、責任を有することを認識し、自らが食品の安全性を確保するよう自主管理を行っていく必要があります。生産者および食品等事業者が、食品の安全性確保に関する知識を深め、自主管理を適切に行えるよう支援します。

1 生産者の自主管理の推進

○ 施策 1-1-1 農薬の使用履歴の記録の促進

生産者の農業生産工程管理(GAP)*の導入推進と併せ、農薬の使用履歴の記録について、農業者団体等と連携しながら、促進します。

2 食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の支援

○ 施策 1-2-1 HACCPに沿った衛生管理の支援

食品等事業者に対して、現場での指導や講習会等を通じてHACCPに沿った衛生管理についての技術的支援を行います。

3 食品等事業者の自主管理の推進

流通拠点（中央卸売市場、食肉市場）における自主管理

○ 施策 1-3-1 中央卸売市場の整備

生鮮食料品の品質保持や衛生管理を強化するため、売場の低温化を促進し、市民・事業者に信頼されるエコ市場づくりを推進します。

○ 施策 1-3-2 食肉市場の整備

食肉の品質保持や衛生管理を向上させ、市民・事業者に信頼される市場づくりを計画的に推進します。

○ 施策 1-3-3 食品の品質管理に関する指導

卸売業者、仲卸業者が策定し実践する「品質管理計画」の実施状況を管理するとともに、品質管理の推進について助言します。

○ 施策 1-3-4 と畜場、食肉市場内の衛生管理

「仙台市中央卸売市場食肉市場における食肉処理業務に係る自主衛生管理の推進に関する協定書」に基づき、自主衛生管理を推進します。

製造、流通販売過程での自主管理

○ 施策 1-3-5 食品製造、加工、販売業者への自主管理指導

食品等事業者の責務について周知し、必要な支援を行います。また、施設への立入りや講習会等を通じて自主管理体制の構築を指導します。

○ 施策 1-3-6 食品衛生協会の食品衛生指導員活動等への支援

食品営業施設巡回による自主衛生管理の推進活動を行う公益社団法人仙台市食品衛生協会の食品衛生指導員に対して、研修の実施や情報の提供などの支援を行います。

4

給食施設における自主管理の推進

○ 施策 1-4-1 学校給食の安全性確保

学校給食に用いる食品の基準を定めた食品規格書(仙台市学校給食用)を独自に作成します。また、食品納入業者に対して遵守事項や注意事項についての説明会の実施、食品納入業者の衛生管理の状況や生産工場の視察を行います。

○ 施策 1-4-2 保育施設の給食の安全性確保

保育所給食の衛生管理の手引きを作成し、給食担当者、保育士等に周知します。また、食品の検収及び品質管理、作業管理、温度管理などの徹底、保育室内での衛生管理などを行います。

○ 施策 1-4-3 老人福祉施設、障害福祉施設等の給食の安全性確保

関係施設に食品の安全性確保に関する情報を提供するとともに「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく指導を行い、衛生管理の改善充実を図ります。

2 生産から消費までの安全性確保対策の充実

食品等の生産・製造・流通等の状況、食品関係施設の実態、食中毒等の食品衛生上の危害発生状況等を考慮し、効果的な監視や食品検査を充実していきます。また、食品の安全性に関する情報収集や調査研究を行います。

1

生産段階における安全性確保対策

○ 施策 2-1-1 農薬適正使用の啓発

農産物を生産する際に使用する農薬について、生産者の農業生産工程管理（GAP）の導入推進と併せ農薬の適正使用を県、農業者団体等と連携しながら、促進します。

○ 施策 2-1-2 家畜伝染病予防の啓発

家畜の伝染病予防のため、畜舎の適切な衛生管理を促すなど畜産農家への啓発を行います。また、家畜の飼養状況等の情報把握に努め、緊急時にも迅速に対応可能な体制の維持に努めます。

2

流通拠点における安全性確保対策

中央卸売市場、食肉市場における安全性確保対策

○ 施策 2-2-1（1-3-3 の再掲）食品の品質管理に関する指導

卸売業者、仲卸業者が策定し実践する「品質管理計画」について実施状況を管理するとともに、品質管理の推進について助言します。

○ 施策 2-2-2 中央卸売市場内の食品関係施設の監視指導

市場内の早朝監視を行い、食品の表示、保存温度の点検、有毒・有害食品の排除を行うほか、市場外指定保管場所についても監視を行います。

○ 施策 2-2-3 中央卸売市場内の野菜等の残留農薬*、養殖魚の動物用医薬品、輸入食品、その他食品の検査

中央卸売市場を流通する野菜、養殖魚等について残留農薬、動物用医薬品等の検査体制を整備し、輸入食品やその他食品についても、危害発生状況や違反状況等を基に効果的な検査を実施し、違反・不良食品を排除します。

○ 施策 2-2-4 食肉市場内における監視指導

牛・豚等の衛生的な解体処理や食肉の保存温度の点検、BSE（牛海綿状脳症）*の原因となる異常プリオンたんぱく質がたまる牛の特定部位が確実に、除去、保管、焼却されるよう監視指導を行います。

○ 施策 2-2-5 と畜検査

と畜される全ての牛・豚などのと畜検査（生体検査・頭部検査・内臓検査・枝肉検査、必要に応じ精密検査）を実施するほか、**月齢に関わらず、特定の行動異常又は神経症状を呈す牛**を対象に BSE スクリーニング検査を行います。

○ **施策 2-2-6 食肉中の動物用医薬品、残留農薬の検査**

と畜される牛・豚などの病歴に関する情報や、と畜検査の結果をふまえ、適宜、動物用医薬品の検査を実施します。また、定期的に、動物用医薬品および残留農薬の検査を実施します。基準を超えて残留している食肉については、排除します。

3

製造・流通・販売等における監視指導

○ **施策 2-3-1 食品関係施設の監視指導、苦情調査等**

食品等の生産・製造・流通等の状況、食品関係施設の実態、食中毒等の食品衛生上の危害発生状況等を考慮し、重点的に監視すべき項目等を定め、食品等事業者に対して監視指導を行います。

○ **施策 2-3-2 市内流通野菜等の残留農薬、輸入食品、遺伝子組換え食品*、その他食品の検査**

市内で製造・流通・販売される食品等について、危害発生状況や違反状況等を基に検査計画を立て効果的な検査を実施し、違反・不良食品を排除するほか、検査結果を分析し衛生管理の向上に向けた指導を行います。

○ **施策 2-3-3 給食施設の監視指導**

学校、保育施設、老人福祉施設、障害福祉施設等の自主衛生管理が適正に機能しているかを定期的に確認し、不備があった場合には改善を指導します。

○ **施策 2-3-4 健康食品の監視指導**

「健康増進法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「食品衛生法」、「食品表示法」を所管する各担当課が連携して対応します。医薬品販売業の店舗の立入検査で医薬品的効能効果に該当する広告の場合は改善を指導します。また、栄養表示の検査の他、誇大広告の検査、特別用途食品の検査や収去も実施します。

○ 施策 2-4-1 食品表示法に基づく表示の指導

品質表示の適正な取扱いを行うよう指導するため、生鮮食品等を取り扱う小売店舗等の訪問調査を行います。食品製造施設等に対しては監視指導、食品の検査を行い、表示が不適切な食品の流通を防止します。また、適正な表示がなされるように食品等事業者からの相談を受け付けるとともに、講習会を開催します。

○ 施策 2-4-2 消費生活条例等に基づく表示の指導

事業者の提供する商品又はサービスが誤って選択され、利用されること等により、消費者の利益が損なわれないようにするため、商品又はサービスの品質、用途、内容その他の必要な事項を適正に表示するよう指導します。

○ 施策 2-4-3 「健康増進法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく健康食品の表示の指導

健康食品を販売または広告する事業者に対して虚偽・誇大広告等禁止に関する相談、指導を行ないます。医薬品販売業の店舗の立入検査で医薬品的効能効果に該当する広告の場合は改善を指導します。

○ 施策 2-5-1 食品の安全性に関する情報収集

研修会、学会への参加や各種専門学術雑誌などにより、食品の安全性に関する最新の情報収集に努め、業務に活用します。

○ 施策 2-5-2 食品のトレーサビリティシステム*に関する情報収集

食品のトレーサビリティシステムに関する情報収集に努め、消費者に提供していくとともに食品の検査などの業務に活用します。

○ 施策 2-5-3 食品の安全性に関する試験、調査研究

食品の製造・加工技術の高度化、食品流通の広域化に適切に対応するために業務上の諸問題に関する調査研究を行います。調査研究の結果については学会や各種研修会等において発表、営業者への情報提供など、円滑な業務の遂行に活用します。

また、新たな検査技術の導入や、食中毒・苦情食品等の原因究明に資する科学的データを収集し、関係部局への情報提供に努めます。

○ 施策 2-5-4 食品の検査技術の普及と人材育成

検査施設において、地域の民間検査機関への研修を行い高度な検査技術の普及を図るとともに、学生の体験研修を行うなど、人材育成に努めます。

3 緊急事態発生時の対応

食品が関係する健康被害発生時には、原因究明とともに被害が拡大しないよう迅速な対応が必要です。

また、確かな情報に基づいた冷静な市民の行動のためには、適切な情報提供が重要です。このため、食品の安全性に関する情報を収集、集約して、市民に適切に情報提供を行います。

1 食品による危害発生時、緊急時の対応

○ 施策 3-1-1 食品が関係する健康被害発生時の原因究明、拡大防止

食品が関係する健康被害発生時には、被害拡大防止と原因究明のため、感染症法に基づく調査と緊密に連携しながら、仙台市食中毒事件処理要領に基づく発病者の喫食状況、症状等の調査、検便や食品検査を実施します。

○ 施策 3-1-2 健康被害を起こすおそれのある食品等の流通防止

健康被害を起こすおそれのある食品が流通している場合又は食品に関する危害情報入手した場合は、流通状況調査、検査等を行い、当該食品の流通を防止します。また、これらの情報を消費者に提供します。

○ 施策 3-1-3 健康食品による健康被害発生時の原因究明、拡大防止

健康食品による健康被害相談があった場合には、厚生労働省の「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領」に基づき、必要な調査を行います。

また、健康食品から医薬品成分が検出された場合は、注意喚起を行うとともに健康被害の相談受付、当該品販売店への「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく立入検査を行います。

2 庁内および関係機関の情報の共有と対応方針の共有

○ 施策 3-2-1 食品が関係する健康被害情報の収集と集約

厚生労働省や消費者庁が発信する健康被害情報等の情報収集に努め、衛生課窓口で受け付ける情報とあわせ、本市の健康被害情報を迅速に集約します。

○ 施策 3-2-2 関連情報の集約と対応方針の共有

庁内の関係課で組織する食品安全対策推進会議を通じて緊密に情報を共有して連携体制を強化します。緊急時には、特定の関係課で構成するタスクフォースを設置するなど関連情報の集約と協議を行い、対応方針を共有して迅速な事態収拾に努めます。

○ 施策 3-2-3 感染性胃腸炎発生状況の把握と情報提供

社会福祉施設等におけるノロウイルスなどの感染性胃腸炎による集団感染の発生状況を把握し、関係課に情報を提供します。

○ 施策 3-3-1 健康被害発生時の安全性にかかわる情報提供

食品が関係する健康被害発生時には、記者発表や市ホームページ等を通じて、危害情報と安全情報を科学的な視点から正確でわかりやすく提供します。

○ 施策 3-3-2 関係各課からの情報提供と対策の要請

食品が関係する健康被害の情報が得られた場合には、保育所や学校・福祉施設などを通じ、保護者・通所者など、関係者あてに速やかに情報を提供し、注意を喚起するとともに、安全対策を要請します。

○ 施策 3-3-3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う食品中の放射性物質の検査等

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の発生を受け、食品の安全・安心を確保する観点から、流通食品や給食に使用される食品、市内生産農産物等及び水道水の放射性物質について計画的な検査を実施し、これらの結果を、ホームページなどでわかりやすく公表します。

4 相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進

食品の安全性確保に関する情報を消費者や生産者、食品等事業者に提供していきます。また、食品の安全性確保に関する国のリスク評価*、国や仙台市のリスク管理の手法についてリスクコミュニケーションを行い、その意見を施策に反映させるなど、消費者、生産者、食品事業者、行政の相互理解を深め、協力して食品の安全性確保を推進します。

1 市民意見の施策への反映

○ 施策 4-1-1 食品の安全性確保に関する計画案への意見募集

食品の安全性確保に関する施策の計画を策定するにあたり、広く市民から意見を募集し、その意見を計画に反映させていきます。

○ 施策 4-1-2 仙台市食品安全対策協議会の開催

学識経験者、食品等事業者、消費者等の委員で構成する協議会を設置し、食品の安全性確保に関する施策等について提案を受けるなど情報、意見交換を行い、相互理解を深めながら食品の安全性確保体制を推進します。

○ 施策 4-1-3 食品衛生監視指導計画の作成と公表

年度ごとに監視指導計画及び前年度の実績を作成し、公表します。監視指導計画の作成にあたっては、広く市民から意見を募集し、その意見を計画に反映させていきます。

○ 施策 4-1-4 せんだい食の安全サポーターの活動

「せんだい食の安全サポーター」を市民から公募し、食品の安全性に関する情報について、食品衛生監視員との懇談や、わかりやすい市民向け啓発資料の作成など、実際の活動を通じて、食品安全についてのリスクコミュニケーションを推進します。

2 リスクコミュニケーションにかかわる人材の育成

○ 施策 4-2-1 食品の安全性についてわかりやすく伝える人材の育成（職員）

食品衛生監視員など食品の安全性確保に関わる職員の研修を実施し、食品安全にかかわる情報をわかりやすく伝えることができる人材を育成します。

○ 施策 4-2-2 食品の安全性についてわかりやすく伝えることができる人材の育成（市民）

市民との意見交換に際して、わかりやすい解説や参加者の意見のとりまとめを行うなど、行政とともにリスクコミュニケーションの推進の一翼を担う「せんだい食の安全情報アドバイザー」の育成に取り組めます。

○ 施策 4-2-3 農業現場、市場、食品検査施設などの見学

農業現場、市場、食品検査施設の見学の受け入れを促進し、業務内容や食品安全への取り組みを紹介し、相互理解を推進します。

3

食品の安全性に関する情報提供

○ 施策 4-3-1 食品等事業者への情報提供

食品の安全性に関するさまざまな情報を、ホームページ、各種パンフレット、情報誌及びファクシミリ等により食品等事業者に提供し、知識の普及に努めます。

また、食品の検査結果やと畜検査による疾病の状況を提供することにより、食品等事業者が行う安全性確保対策や生産段階での疾病対策に寄与します。

○ 施策 4-3-2 消費者への情報提供

食品の安全性に関するさまざまな情報を、対象者に応じ、ホームページ、市政だより、個別の内容に特化したパンフレット、検査結果をまとめた情報誌などにより提供します。

○ 施策 4-3-3 わかりやすい科学的・技術的情報の提供

国・自治体の研究所ネットワーク等を介して食品の安全性に関する科学的・技術的な情報を収集し、わかりやすく解説して市民に提供します。

○ 施策 4-3-4 食品の安全性に関する出前講座

希望する団体に対して、食品衛生監視員、と畜検査員、試験検査担当職員など専門の職員を派遣して、食品の安全性に関する研修会などを行います。

4

食品の安全性に関する相談

○ 施策 4-4-1 食品の安全性に関する相談

健康被害等の発生・拡大につながる重大な危害情報を入手したときは、緊急に当該食品の流通状況調査を行い、すみやかに当該食品を排除します。また、食品苦情や食品に関する相談を受け付け、調査結果を相談者に報告するとともに、相談内容については分析・評価し施策に反映します。

○ 施策 4-4-2 食品の表示に関する相談

食品の表示について相談を受け付け、適正な食品表示の指導を行うほか、相談内容については分析・評価し施策に反映します。

5

生産者、食品等事業者、消費者、行政の相互交流

○ 施策 4-5-1 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進

食品の安全性確保に関する情報を消費者及び食品等事業者提供します。また、施策や食品の安全性確保に関する情報及び意見の交換を行います。これらを通して、消費者、食品等事業者及び行政の相互理解を深め、食品の安全性確保体制を推進します。

○ 施策 4-5-2 消費者と生産者等との相互交流

農業に対する理解を深めてもらう体験型の事業を行います。また、生産者と消費者がふれあい、相互交流できる販売機会を創出します。

○ 施策 4-5-3 中央卸売市場水産物部、青果部、食肉部取引委員会及び月例委員会

市場関係者、学識経験者で組織する水産物部、青果部、食肉部の取引委員会の中で、市場内の品質管理体制や運用状況について検討します。また、水産物部、青果部では、卸、仲卸、小売団体で構成する月例委員会に開設者及び食品監視センターが加わり、衛生管理状況を含めた意見交換を行います。

○ 施策 4-5-4(4-2-3 の再掲) 農業現場、市場、食品検査施設などの見学

農業現場、市場、食品検査施設の見学の受け入れを促進し、業務内容や食品安全への取り組みを紹介し、相互理解を推進します。

○ 施策 4-5-5 体験型教室の開催

市民の食品衛生についての理解の向上のため、食品添加物や食品微生物検査の体験型教室を開催します。

5 食品の安全性確保の観点からの食育の推進

食品の安全性確保対策を実施するにあたり、食育により食品の安全性や食品への理解を深めることが重要です。食育基本法において、食育推進のため7つの取組が示されていますが、ここでは、食品の安全性確保の観点から、関連する「生産者と消費者の交流」、「食品の安全性に関する情報提供」等についても再掲します。

【参考】 食育基本法に示された取組

- 1 家庭における食育（第19条）
- 2 学校、保育所等における食育（第20条）
- 3 地域における食生活改善のための取組み（第21条）
- 4 食育推進運動の展開（第22条）
- 5 生産者と消費者との交流や農林漁業の活性化等（第23条）
- 6 食文化の継承のための活動への支援等（第24条）
- 7 食品の安全性、食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進（第25条）



1 生産者と消費者の交流 （再掲）

○ 施策 5-1-1(4-5-2 の再掲) 消費者と生産者等との相互交流

農業に対する理解を深めてもらう体験型の事業を行います。また、生産者と消費者がふれあい、相互交流できる販売機会を創出します。

2 食品の安全性に関する情報提供 （再掲）

○ 施策 5-2-1(4-3-1 の再掲) 食品等事業者への情報提供

食品の安全性に関するさまざまな情報を、ホームページ、各種パンフレット、情報誌及びファクシミリ等により食品等事業者に提供し、知識の普及に努めます。

また、食品の検査結果やと畜検査による疾病の状況を提供することにより、食品等事業者が行う安全性確保対策や生産段階での疾病対策に寄与します。

○ 施策 5-2-2(4-3-2 の再掲) 消費者への情報提供

食品の安全性に関するさまざまな情報を、対象者に応じ、ホームページ、市政だより、個別の内容に特化したパンフレット、検査結果をまとめた情報誌などにより提供します。また、さらに詳しい情報を希望する場合などにはデータや資料を提供します。

○ 施策 5-2-3(4-3-4 の再掲) 食品の安全性に関する出前講座

希望する団体に対して、食品衛生監視員、と畜検査員、試験検査担当職員など専門の職員を派遣して、食品の安全性に関する研修会などを行います。

○ 施策 5-2-4(4-5-1 の再掲) 食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進

食品の安全性確保に関する情報を消費者及び食品等事業者に提供します。また、施策や食品の安全性確保に関する情報及び意見の交換を行います。これらを通して、消費者、食品等事業者及び行政の相互理解を深め、食品の安全性確保体制を推進します。

○ 施策 5-3-1(4-4-1 の再掲) 食品の安全性に関する相談

健康被害等の発生・拡大につながる重大な危害情報を入手したときは、緊急に当該食品の流通状況調査を行い、すみやかに当該食品を排除します。また、食品苦情や食品に関する相談を受け付け、調査結果を相談者に報告するとともに、相談内容については分析・評価し施策に反映します。

○ 施策 5-3-2(4-4-2 の再掲) 食品の表示に関する相談

食品の表示について相談を受け付け、適正な食品表示の指導を行うほか、相談内容については分析・評価し施策に反映します。

○ 施策 5-4-1 食品の安全性に関する情報提供

子どもや保護者、地域の子育て家庭への食育実施時や、給食だより、リーフレット、ポスターなどで、その都度情報を提供します。また、健康教育や出張講座等地域の場を利用し、食生活全般に関する内容と併せて情報提供を行います。

学校保健委員会で児童生徒の栄養管理等についての協議を行うほか、小中学校で食に関する指導、調理講習会、市政出前講座を行います。

6 関連機関との連携

食品流通の国際化、広域化が進み、仙台市内で消費される多くの食品は、輸入食品や市外で生産、製造加工された食品です。また、食品の安全性確保のために、食品安全基本法をはじめとして多くの関係法令があり、国や地方自治体のさまざまな機関でその役割を担っています。これらのことから、国や他の関係自治体とより一層の連携を図りながら、食品の安全性確保対策を推進します。

1 食品の安全性に関する情報の収集と意見交換

国が主催する会議や政令指定都市会議などの自治体間の会議に参加し、情報の収集と問題と対策等について意見交換を行います。また、必要に応じ食品の安全性確保に関する施策の充実等について国に要望を行います。

2 食品による危害発生時等の国、他の自治体との連携

大規模食中毒発生時、広域流通食品や輸入食品の違反発見時には、東北広域連携協議会*等により国や関係自治体と連絡及び情報交換を緊密に行い、被害及び流通の拡大防止を図ります。

3 他の機関が実施している食品の安全性確保対策との連携

食品の安全性を確保するために、さまざまな法令があり、それぞれ役割を分担して取り組んでいます。本市がその役割を担っていない法令に関する施策については、必要に応じて担当機関と連携し、食品の安全性確保対策を推進します。

【参考】 食品の安全性確保に関する主な法令と担当機関

食品安全基本法	内閣府食品安全委員会
食品衛生法	厚生労働省 消費者庁 都道府県 政令指定都市等
食品表示法	消費者庁 農林水産省 財務省 都道府県 政令指定都市等
みやぎ食の安全安心推進条例	宮城県
と畜場法	厚生労働省 都道府県 政令指定都市等
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	厚生労働省 都道府県 政令指定都市等
家畜伝染病予防法	農林水産省 都道府県
牛海綿状脳症対策特別措置法	厚生労働省 農林水産省 都道府県 政令指定都市等
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	農林水産省
農薬取締法	農林水産省 都道府県
健康増進法	厚生労働省 消費者庁 都道府県 政令指定都市等
農林物資の規格化等に関する法律（JAS法）	農林水産省 消費者庁 都道府県 ※一部特例あり
消費者基本法	消費者庁
消費者安全法	消費者庁
不当景品類及び不当表示防止法	公正取引委員会 消費者庁 都道府県

V 施策の推進

基本方針は、市民や関係者に、市政だより、ホームページ掲載、パンフレット等により市民への周知を図ります。

また、この基本方針に基づく食品の安全性確保対策を推進するため、各施策の計画と実施状況について、年度ごとに「仙台市食品安全対策協議会」で意見交換を行い、施策に反映させるとともに市民に公表し、効果的な取り組みを行っていきます。

仙台市食品安全対策協議会の設置とその役割

本市では、食品の安全性確保に関する施策について、意見交換を行うために学識経験者、食品等事業者、消費者の委員等で構成する協議会を設置しています。

○ 協議する事項

- ・食品の安全性確保に関する施策
- ・食品衛生監視指導計画
- ・その他協議会が必要と認める事項

○ 役 割

食品安全対策協議会は、仙台市の食品安全行政の施策について提案を行い、相互理解を深めながら食品の安全性確保体制を推進する役割を担っています。

仙台市食品安全対策推進会議（市役所庁内関係 21 課）

市役所内の食品に係わる関係 21 課が連携し、仙台市における食品の安全対策を総合的に推進しています。会議の事務局は、健康福祉局保健所生活衛生課が担当しています。

健康福祉局

保健所

生活衛生課

医務薬務課

感染症対策課

食品監視センター

食肉衛生検査所

保健衛生部

健康政策課

衛生研究所（微生物課・理化学課）

各区

保健福祉センター衛生課

危機管理室

危機管理課

市民局

消費生活センター

子ども若者局

運営支援課

経済局

農業振興課

中央卸売市場業務課

中央卸売市場食肉市場

教育局

健康教育課

水道局

水質管理課

用語の解説（五十音順）

【 あ行 】

●遺伝子組換え食品

ある生物から有用な遺伝子の一部を切り取って、他の生物の遺伝子に組み入れる技術を遺伝子組換え技術といい、この技術を利用して開発された食品を遺伝子組換え食品といいます。具体的には、栄養成分に富む農産物や病害虫に強い農産物が挙げられます。

遺伝子組換え食品は、平成13年4月から安全性審査と表示が義務化されました。これにより、安全性未審査の食品は輸入や販売等が禁止され、また、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイア及びからしなどの9品目の農産物と豆腐等のこれらの加工食品33品目について表示義務の対象となっています。

【 か行 】

●科学的知見に基づく食品の安全性確保

食品の摂取を通じ危害要因が人の健康にどのような影響をどの程度及ぼすかについて、国内外の研究の成果や動物試験の結果などの最新の科学的知見を基に、専門的知見を有する研究者等により構成される食品安全委員会の専門調査会、食品安全員会で審議を行った上でリスク評価を行っています。現時点で知られる最善の知識を結集してできる限り被害を少なくし、科学的な予測が不確実な点については、解明を進めながら、予防的なアプローチを使ってリスク管理を行うようにされています。

【 さ行 】

●残留農薬

食品に含まれる農薬およびその代謝物をいいます。農薬等が残留した食品を摂取することで人の健康が損なわれることのないよう、食品衛生法の規定に基づき農産物に残留する農薬等の量の限度が定められており、一般に残留農薬基準と呼ばれています。残留農薬基準を超える農薬が検出された農産物は販売禁止等の措置がとられます。

●食品安全基本法

食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的に平成15年5月に制定されました。基本理念、施策の策定における基本的な方針、行政、食品関係事業者の責務および消費者の役割等が定められています。

●食品等事業者

食品等を採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売することを行う事業者（集団給食施設を含む）をいいます。

【 た行 】

●東北広域連携協議会

食品等に起因する食中毒患者等の広域にわたる発生又はその拡大を防止し、及び広域にわたり流通する食品等の食品衛生法違反を防止することを目的に、関係者の連絡協力体制を整備します。

協議会は厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課を幹事とし、東北厚生局及び東北厚生局の管轄区域内の都道府県、保健所を設置する市（仙台市、青森市、八戸市、盛岡市、秋田市、山形市、福島市、郡山市、いわき市）を構成員として組織されています。

●トレーサビリティ（システム）

食品の生産、処理、加工、流通、販売等の段階で、食品の仕入先、販売先、生産・製造の方法などの記録をとり、保管し、食品とその情報を追跡し、さかのぼることができるシステムのことをいいます。食品に問題が発生したときに、迅速に対応でき、消費者が受ける影響を未然に防いだり、最小限にとどめることができます。

【 な 行 】

●農業生産工程管理（GAP）

農業生産工程管理（GAP）とは、工程管理による品質管理の考え方を農業生産現場に取り入れたもので、GAP（ギャップ）は「Good Agricultural Practice」の略です。

この管理手法では、農産物の安全に係る危害要因（残留農薬、病原微生物など）を事前に洗い出し、農作業の各工程で適切な管理を行うことにより、農産物の安全に係るリスクを低減させることができます。GAPを正しく実践することで、生産する農産物の安全性を高めることが期待できます。また、農作業記録を残すことで、消費者や食品関連事業者への説明や事故が発生した場合の原因究明に役立ちます。さらに、農作業の記録に基づいて農作業の改善を行うことで、コスト低減や品質向上など経営の改善につながります。

宮城県では平成19年12月に「宮城県におけるGAP推進の基本方針」を定め、GAPの取組みの普及・定着を図っています。

日本国内での認証機関では、世界的な基準と同等性が認められている日本GAP協会によるJGAPがあります。

【 ら 行 】

●リスク分析（リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーション）

食品には豊かな栄養成分とともに、ごく微量ながら健康に悪影響を及ぼす要因が含まれている可能性があります。これらの悪影響の発生を防止したり低減するための考え方の一つが「リスク分析」であり、次の3つの要素で構成され、各要素が相互に作用し合うことでよりよい結果を得ようとするものです。

- ① 科学的知見に基づく客観的かつ中立的な食品健康影響評価（リスク評価）
- ② 食品の摂取による健康への悪影響を最小限にする施策の実施（リスク管理）
- ③ 消費者や関連事業者など関係者相互の幅広い情報や意見交換（リスクコミュニケーション）

【 B 】

●BSE（牛海綿状脳症）

異常プリオンたんぱく質が病気の原因とされ、牛の脳の組織に海綿状（スポンジ状）の変化を起こす疾病です。一般に、異常プリオンを含む肉骨粉を介して感染すると考えられ、2年から8年の長い潜伏期間の後、異常行動、運動失調等の中枢神経症状を呈し、発病後2週間から6ヶ月の経過で死に至ると考えられています。現在のところ、生前診断法や治療法はありません。

【 H 】

●HACCP

原材料から最終製品までの全ての工程を管理の対象として、特に重要な工程を連続的に監視することにより、ひとつひとつの製品の安全性を保証する衛生管理の手法をいいます。1960 年代にアメリカの宇宙計画向け食品製造のために考案された手法で、Hazard Analysis and Critical Control Point といい、頭文字の略語としてH A C C P（ハサップ）と呼ばれています。

【 S 】

●SDGs（持続可能な開発目標）

2015 年 9 月、ニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、2030 年に向けた国際社会全体の行動計画が採択されました。この行動計画の中で掲げられた 17 の目標が「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals :SDGs）」です。

SDGs は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標であり、本市では仙台市総合計画をはじめとした各種計画に基づく施策を通じて、幅広い取り組みを推進しています。

別紙 各施策の担当課

- 仙台市食品安全対策推進会議の構成課
- 上記以外の課

局	危機管理局	市民局	健康福祉局										子ども若者局	経済局				各区役所				教育局	水道局				
			保健所					衛生研究所		中央卸売市場				保健所支所													
課	危機管理課	消費生活センター	障害者支援課	指導課	障害福祉サービス	介護事業支援課	健康政策課	感染症対策課	医務薬務課	生活衛生課	食品監視センター	食肉衛生検査所	微生物課	理化学課	子ども家庭保健課	運営支援課	農林企画課	農業振興課	管理課	業務課	食肉市場	管理課	家庭健康課	衛生課	保健福祉課	健康教育課	水質管理課

1. 生産者、食品等事業者の自主管理の推進																											
1-1	生産者の自主管理の推進																	●									
1-2	食品等事業者の HACCP に沿った衛生管理の支援										●	●											●				
1-3	食品等事業者の自主管理の推進									●	●								○	●	●			●			
1-4	給食施設における自主管理の推進			○	○	○									○	●										●	
2. 生産から消費までの安全性確保対策の充実																											
2-1	生産段階における安全性確保対策																	●									
2-2	流通拠点における安全性確保対策										●	●	●	●						●	●						
2-3	製造・流通・販売等における監視指導								●	●	●		●	●								○	●	○			
2-4	食品の適正表示の徹底		●						●		●											○	●	○			
2-5	食品の安全性に関する情報収集、試験、調査研究、研修									●	●	●	●	●									●				
3. 緊急事態発生時の対応																											
3-1	食品による危害発生時、緊急時の対応						●	●	●	●	●	●	●	●								○	○	●	○		
3-2	庁内および関係機関の情報の共有と対応方針の共有	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	●	○	●	●	○	○	●	○	●	●
3-3	食品の安全性に関する科学的で的確な情報の発信	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	●	○	●	●	○	○	●	○	●	●
4. 相互理解のためのリスクコミュニケーションの推進																											
4-1	市民意見の施策への反映									●																	
4-2	リスクコミュニケーションにかかわる人材の育成									●	●	●	●	●				●	○		●					●	
4-3	食品の安全性に関する情報提供		●							●	●	●	●	●						●				●			
4-4	食品の安全性に関する相談		●				●			●	●		●	●								○	●	○			
4-5	生産者、食品等事業者、消費者、行政の相互交流									●	●	●	●	●				●	○	●	●			●		●	
5. 食品の安全性確保の観点からの食育の推進																											
5-1	生産者と消費者の交流																	●									
5-2	食品の安全性に関する情報提供		●							●	●	●	●	●						●				●			
5-3	食品の安全性に関する相談		●				●			●	●												○	●	○		
5-4	食品の安全性に関する家庭、学校、保育所、地域における食育への支援															●										●	
6. 関係機関との連携																											
6-1	食品の安全性に関する情報の収集と意見交換									●	●	●	●	●										●			
6-2	国、他の自治体との連携、食品保健総合情報処理システムの活用									●	●	●	●	●										●			
6-3	他の機関が実施している食品の安全性確保対策との連携									●	●	●	●	●										●			

<改定履歴>

年 月	改定内容
平成 18 年 9 月策定	
平成 23 年 3 月一部改定	危機管理の強化と、生産者、食品等事業者、消費者、行政の相互理解いわゆるリスクコミュニケーションの取組みをなお一層推進させた
平成 25 年 3 月一部改定	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う食品中の放射性物質対策についての取組みを本市の食品安全行政に明確に位置づけた
平成 26 年 3 月一部改定	B S E 検査対象月齢の変更により全頭検査が見直しされた
平成 27 年 3 月一部改定	基本方針策定の趣旨を修正した 仙台市食品衛生自主管理評価制度「仙台 HACCP」の事業名および「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の法令名の変更を反映した
平成 28 年 3 月一部改定	「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S 法）」及び「健康増進法」の三法で規定されていた食品表示が、「食品表示法」に統合された 仙台市食品衛生法の施行に関する条例の規定に H A C C P による衛生管理を追加したことを反映した
平成 28 年 11 月一部改定	組織変更による施策担当課を修正した
平成 30 年 3 月一部改定	B S E 検査対象月齢の変更等を反映した
令和元年 12 月一部改定	食品衛生法の改正（平成 30 年 6 月）に伴う東北広域連携協議会の設置、HACCP に沿った衛生管理の制度化等の事項を反映した
令和 3 年 12 月一部改定	SDG s、NESFD の更改等による修正
令和 4 年 12 月一部改定	組織変更による施策担当課を修正した
令和 5 年 10 月一部改定	組織変更による施策担当課を修正した
令和 6 年 4 月一部改定	組織変更による施策担当課を修正した
令和 7 年 月一部改定	中央卸売市場・食肉市場の整備について記載を修正した。 B S E 検査対象月齢の変更を反映した と畜される牛・豚などの検査について記載を修正した 自家消費の食品等の放射性物質測定を終了を反映した 遺伝子組換え食品の対象農産物について変更を反映した 施策担当課を修正した

※担当課については令和 7 年 月現在